

福岡県公報

平成29年7月14日
第3909号

目次

告示 (第476号 - 第486号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 8
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 9
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 9
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 9
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 9
- 不服申立ての裁決の公示送達について (保護・援護課) 10
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 10
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 10

公 告

- 江尻川水系に係る河川整備計画 (河川課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 12
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 12
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 12

公安委員会

- 駐車監視員資格者講習の実施について (県警本部交通指導課) 12
- 保育士試験の実施 (子育て支援課) 14
- 道路の区域の変更 (平成28年福岡県告示29号) 中正誤 14

告 示

福岡県告示第476号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	直方水巻線	前	中間市土手ノ内一丁目381番12先から 中間市土手ノ内一丁目381番2先まで	20.5 ～ 28.4	100.8
			後	中間市土手ノ内一丁目381番12先から 中間市土手ノ内一丁目381番2先まで	19.9 ～ 22.0	100.8

福岡県告示第477号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成29年7月14日から平成29年8月4日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 宮若市上有木1番地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 金子 達也

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の63イに掲げる施設 (焼入れ施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	—
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	浮遊物質 (mg/L)	—	—
	窒素含有量 (mg/L)	—	—

染状態の通常の値及び最大の値	りん含有量 (mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	—
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—
	汚水量 (m ³ /日)	—	—

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の63イに掲げる施設 (焼入れ施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	—
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	浮遊物質 (mg/L)	—	—
	窒素含有量 (mg/L)	—	—
	りん含有量 (mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	
汚水量 (m ³ /日)	—	—	

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の63イに掲げる施設 (焼入れ施設)	
能力		0.9分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	—
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	浮遊物質量 (mg/L)	—	—
	窒素含有量 (mg/L)	—	—
	りん含有量 (mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	—
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—
	汚水量 (m ³ /日)	—	—

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の63イに掲げる施設 (焼入れ施設)	
能力		0.9分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	

使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	—	—
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—
	浮遊物質量 (mg/L)	—	—
	窒素含有量 (mg/L)	—	—
	りん含有量 (mg/L)	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	—	—
大腸菌群数 (個/cm ³)		—	—
汚水量 (m ³ /日)		—	—

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		18時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質量 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質量 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50

常の値及び最大の値	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質量 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000	
汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35	

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		18時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質量 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	

使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		18時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質量 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)		1,000	2,000
汚水量 (m ³ /日)		0.35	0.35

種 類		水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		1.8分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		18時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50

最大の値	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000	
汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35	

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	13秒/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
	汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35

種 類	水質汚濁防止法施行令別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能力	0.9分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		

使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	18時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2,500	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3,000	3,500
	浮遊物質 (mg/L)	400	500
	窒素含有量 (mg/L)	80	100
	りん含有量 (mg/L)	40	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8,000	10,000
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	2,000
汚水量 (m ³ /日)	0.35	0.35	

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼板構造
主要寸法	35m×20m、25m×10m
能力	900 m ³ /日
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式
工事着手予定年月日	既設
工事完成予定年月日	既設
使用開始予定年月日	既設
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間
使用時間の季節的変動の概要	なし

汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	10	100
	汚水量(m ³ /日)	480	600	480	600

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通 常	最 大
		水素イオン濃度	6～8
	生物学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	12	15
	りん含有量 (mg/L)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	10	100
	排出水量(m ³ /日)	480	600

福岡県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
那珂県道	観世音寺二日市線		前	太宰府市観世音寺一丁目267番1先から筑紫野市二日市中央四丁目720番1先まで	4.1 ～ 17.8	1,842.0	うち県道筑紫野古賀線重用延長224.0メートル
			前	太宰府市観世音寺一丁目267番1先から筑紫野市二日市中央四丁目720番1先まで	6.0 ～ 33.0	1,980.0	うち県道筑紫野古賀線重用延長479.0メートル
			前	太宰府市観世音寺一丁目267番1先から筑紫野市二日市中央四丁目720番1先まで	4.1 ～ 17.8	1,850.2	うち県道筑紫野古賀線重用延長224.0メートル
			後	太宰府市観世音寺一丁目267番1先から筑紫野市二日市中央四丁目720番1先まで	4.1 ～ 17.8	1,842.0	うち県道筑紫野古賀線重用延長224.0メートル

			後	太宰府市観世音寺一丁目267番1先から筑紫野市二日市中央四丁目720番1先まで	6.0 ～ 33.0	1,980.0	うち県道筑紫野古賀線重用延長479.0メートル
--	--	--	---	---	------------------	---------	-------------------------

福岡県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	観世音寺二日市線	筑紫野市二日市中央六丁目654番3先から筑紫野市二日市中央六丁目654番9先まで

福岡県告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
築上郡築上町大字寒田293の1、640の4、1039の4、1995の7、2008の4
- 指定の目的
水源の涵養かん
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第481号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
嘉麻市大力字松岡708・709の1（以上2筆国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第482号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
田川郡香春町大字中津原字芝ノ中2712の3から2712の5まで・2713の2・2713の3

・2717の3から2717の5まで・2719の2（以上9筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第483号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
審査請求書記載の住所 福岡市中央区荒戸一丁目15-11-207
現所在不明
審査請求人 麻生 雅允

2 公示事項

平成27年7月14日付けで提起のあった審査請求について、当県は平成29年3月21日付けで裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決書の謄本は当県担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、平成29年7月28日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第484号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	183	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署内 折尾交通安全協会 会長 野添好弘	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署内	平成29年6月23日
旧		北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署内 折尾交通安全協会 会長 大島忠義		

福岡県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	八 女 香 春 線	前	八女市星野村8160番6先から 八女市星野村8037番1先まで	11.0 ～ 57.0	371.0
			後	八女市星野村8160番6先から 八女市星野村8037番1先まで	11.0 ～ 57.0	371.0

福岡県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女香春線	八女市星野村8026番2先から 八女市星野村8037番1先まで

公 告

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「江尻川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市石崎三丁目545番3及び545番8から545番12まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区松島六丁目6番33号
株式会社よかタウン
代表取締役 野島 幸司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡遠賀町大字上別府字蓮角1001番1、1001番8から1001番20まで並びに大字木守字上浮洲1589番1及び1589番4から1589番6まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号
辰巳開発株式会社
代表取締役 今村 重記

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年6月28日宗像市告示第169号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字鷹添2909番1及び2909番3から2909番8まで、字上鷹添3968番1及び

3968番3から3968番6まで、字原ノ前3986番3、3986番25から3986番52まで、4014番1から4014番6まで、4015番2、4016番2から4016番4まで、4017番2、4019番2、4019番4から4019番8まで、4020番2から4020番4まで、4024番2及び4028番5、字六善寺4028番1から4まで、4031番1及び4031番3、字前沢4118番2、4118番15及び4124番1から4124番4まで、字坪ノ内4146番1、4146番5及び4146番6、並びに宇古賀4198番10

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 倉富 純男

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
柳川南部土地改良区	平成29年6月30日

公告

犀川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

1 退任監事

氏名	住所
古森 保	京都郡みやこ町犀川崎山903番地
大久保 章	京都郡みやこ町犀川大熊491番地1

2 就任監事

氏名	住所
古森 保	京都郡みやこ町犀川崎山903番地
大久保 章	京都郡みやこ町犀川大熊491番地1

公告

解散した清算法人合河北部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年7月14日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
高上 正義	豊前市大字山内81番地
吉田 好敏	豊前市大字下河内181番地1
岡崎 晃	豊前市大字下河内1088番地
永末 見二	豊前市大字下河内1605番地
笈木 正博	豊前市大字下河内2138番地
初山 勝	豊前市大字山内331番地
高上 澄雄	豊前市大字山内324番地1
夕田 勝茂	豊前市大字挾間550番地2
依田 二則	豊前市大字挾間585番地1

公安委員会

福岡県公安委員会告示第205号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成29年7月14日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講習期日	講習時間	講習場所
講義	平成29年9月5日(火)及び同年9月6日(水)の2日間	午前9時00分 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 検査	平成29年9月13日(水)	午前9時00分 午後0時00分	

2 申込み受付期間

平成29年7月21日(金)から平成29年8月21日(月)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時00分から午後5時45分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課及び福岡県内の警察署(交番、駐在所等では受理しない。)

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能

(2) 写真 1枚(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大)

(3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000円(申込み時に福岡県領収証紙により納付)

6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

(2) 受講可能人員は60人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは

、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

(1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 上記(1)に規定する欠格事由

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参する

こと。

- (2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。
- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（取締企画第二係（電話092-641-4141内線5125））に問い合わせること。

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成29年7月14日

一般社団法人全国保育士養成協議会
会長 山崎 美貴子

1 試験日

筆記試験 平成29年10月21日（土）・22日（日）

実技試験 平成29年12月10日（日）

※自然災害等により試験が中止となった場合、再試験は行いません。

2 受験手数料

12,950円（内訳：受験手数料12,700円＋受験の手引き郵送料250円）

※幼稚園教諭免許所有者で筆記試験が全て免除の方は、以下の手数料となります。

2,650円（内訳：受験手数料2,400円＋受験の手引き郵送料250円）

3 受験申請書の請求方法及び受付期限

受験申請書は「平成29年保育士試験受験の手引き」に同封されています。同手引きについては、「インターネット」又は「郵送」にて保育士試験事務センターに請求してください。（請求先は「7 お問合せ先」を御覧ください。）

受験申請書受付期限 平成29年7月26日（水）消印まで有効

4 試験会場

試験会場は8月末頃から、確定次第、順次保育士試験事務センターのホームページに掲載します。

5 受験票・試験結果通知書の送付

(1) 筆記試験受験票

送付期間：平成29年10月5日（木）～平成29年10月11日（水）

(2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間：平成29年11月25日（土）～平成29年12月3日（日）

(3) 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書

送付期間：平成30年1月13日（土）～平成30年1月21日（日）

※幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除の場合は、平成29年10月5日（木）～平成29年10月11日（水）の期間に送付します。

6 保育士登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に「登録事務処理センター」にて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

[TEL] 03-3262-1080

[URL] <http://www.hoikushi.jp>

7 お問合せ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

[TEL] フリーダイヤル 0120-4194-82

代表電話 03-3590-5561

[URL] <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

[FAX] 03-3590-5593

[e-mail] shiken@hoyokyo.or.jp

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正		誤			
					上	下								
28・1・8	3757	告 示	29	7	○			表 中	後	太宰府市観世音寺一丁目267番 1先から 筑紫野市二日市中央四丁目720 番1先まで	4.1 ～ 17.8	後	太宰府市観世音寺一丁目267番 1先から 太宰府市観世音寺一丁目267番 1先まで	4.1 ～ 4.1